

議案第 96 号

北本市公共下水道使用料条例等の一部改正について

北本市公共下水道使用料条例等の一部を次のように改正する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市公共下水道使用料条例等の一部を改正する条例

(北本市公共下水道使用料条例の一部改正)

第 1 条 北本市公共下水道使用料条例 (昭和 5 5 年条例第 3 1 号) の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則第 2 項の前に見出しとして「(延滞金の割合の特例)」を付し、同項中「特例基準割合 (当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 (」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に、「特例基準割合に)」を「延滞金特例基準割合に」に改め、附則に次の 1 項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合 (延滞金特例基準割合を除く。) が年 0. 1 パーセント未満の割合であるときは、年 0. 1 パーセントの割合とする。

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第 2 条 行政財産の使用料に関する条例 (昭和 5 7 年条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則第2項の前に見出しとして「（延滞金の割合の特例）」を付し、同項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「特例基準割合に）」を「延滞金特例基準割合に）」に改め、附則に次の1項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

（北本市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第3条 北本市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（延滞金の割合の特例）」を付し、同項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「特例基準割合に）」を「延滞金特例基準割合に）」に改め、附則に次の1項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

（北本市公共下水道区域外流入分担金徴収条例の一部改正）

第4条 北本市公共下水道区域外流入分担金徴収条例（平成22年条例第11号）の一部を次のように改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則第2項の前に見出しとして「（延滞金の割合の特例）」を付し、同項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「特例基準割合に）」を「延滞金特例基準割合に）」

に改め、附則に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0.1 パーセント未満の割合であるときは、年 0.1 パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（北本市公共下水道使用料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の北本市公共下水道使用料条例附則第 2 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（行政財産の使用料に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第 2 条の規定による改正後の行政財産の使用料に関する条例附則第 2 項及び第 3 項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（北本市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第 3 条の規定による改正後の北本市後期高齢者医療に関する条例附則第 2 項及び第 3 項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（北本市公共下水道区域外流入分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第 4 条の規定による改正後の北本市公共下水道区域外流入分担金徴収条例附則第 2 項及び第 3 項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。